

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成28年2月4日（平成28年（行情）諮問第70号）

答申日：平成28年10月19日（平成28年度（行情）答申第429号）

事件名：集団的自衛権行使容認の閣議決定に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「集団的自衛権行使容認の閣議決定に関して、その庶務担当部局が業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て。 *『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる33文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年3月31日付け情報公開第00490号により外務大臣（以下「外務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、他にも文書が存在するものと思われる。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

テーマの重要性を鑑みると、特定された文書は少ないと言ってよく、他にも文書が存在するものと思料される。

（2）意見書

外務省行政文書管理規則9条は、「職員は、文書管理者の指示に従い、公文書管理法第4条の規定に基づき、公文書管理法第1条の目的の達成に資するため、外務省における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに外務省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。」と定めている。

集団的自衛権行使に関しては日本国憲法上の問題の他に、国際法上の問題も関わるため、「意思決定に至る過程並びに外務省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる」文書が外務省で

作成されているものと思料される。

本件開示決定においては、そうした文書が全く特定されておらず、文書の特定に漏れがあるといわざるを得ない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、異議申立人が行った開示請求「集団的自衛権行使容認の閣議決定に関して、その庶務担当部局が業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て。 * 『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」に対し、法11条による特例延長を行い、相当の部分の決定として45文書を特定し、その全てを開示する決定を行った後、本件対象文書を特定し、32文書を開示、1文書を部分開示とする原処分を行った。

2 本件対象文書について

本件異議申立ての対象となる文書は、文書1ないし文書33である。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、原処分に対し、「テーマの重要性を鑑みると、特定された文書は少ないと言ってよく、他にも文書が存在するものと思料される。」と主張している。

しかしながら、外務省は、異議申立人が請求した内容に合致する行政文書を十分に検討した上で特定しており、文書の特定に漏れはなく、異議申立人の主張は当たらない。

4 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成28年2月4日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年3月7日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 同年9月27日 | 審議 |
| ⑤ 同年10月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、集団的自衛権行使容認の閣議決定の庶務担当部局が業務のために行政文書ファイル等につづった文書の全ての開示を求めるものである。

異議申立人は、本件対象文書以外にも文書が存在する旨主張し、諮問庁は、本件対象文書を特定し一部開示した原処分を妥当としていることから、

以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件請求文書は、集団的自衛権行使容認の閣議決定の庶務担当部局が業務のために行政文書ファイル等につづった文書の全てであり、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成26年7月1日閣議決定。以下「閣議決定」という。）が決定されるまでの間に作成・取得し、開示請求時点で保有している文書を対象文書として特定し、先に45文書（以下「当初処分対象文書」という。）を開示し、原処分において本件対象文書のうち32文書を開示、1文書を部分開示した。

イ 閣議決定の内容については、平成26年5月15日に安倍総理が切れ目のない対応を可能とする国内法整備の作業を進めるに当たり、いかなる憲法解釈が適切なのか等について議論するため与党協議に入ることを表明したことを受けて、与党協議の場で議論され、諮問庁を含む政府側関係省庁も与党側の求めに応じ同協議に出席する中で検討が進められてきたものであったので、①与党協議会に係る文書、②閣議決定の登録等に係る文書及び③各党及び国会議員からの質問等に関する文書が本件請求文書に該当すると解し、①として当初処分対象文書、②として本件対象文書のうち、文書76ないし文書78及び③として本件対象文書のうち、文書46ないし文書75を特定した。

ウ 当初処分対象文書は与党協議会において取得した文書であり、本件対象文書のうち、文書46ないし文書65は閣議決定についての国会答弁案、文書66及び文書67は閣議決定についての質問主意書及びその答弁書、文書68ないし文書75は、部会や議員の求めに応じ、作成・提出した資料であり、文書76は、閣議決定の前に案件登録をするために使用した文書、文書77は、閣議決定の際の大臣発言要旨、文書78は、閣議決定本文であり、閣議決定の業務のために行政文書ファイル等につづられた文書は、当初処分対象文書及び本件対象文書以外に作成も取得もしていない。

エ 本件異議申立てを受け、念のため、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、当初処分対象文書及び本件対象文書以外に、閣議決定の業務のために行政文書ファイル等につづられた文書は確認できなかった。

(2) 当審査会事務局職員をして首相官邸ホームページに掲載されている平成26年5月15日の安倍総理の記者会見及び閣議決定を確認させるとともに、諮問庁から当初処分対象文書及び本件対象文書の提示を受けて

確認したところ，当初処分対象文書及び本件対象文書の内容は，諮問庁の上記（１）ウの説明のとおりであり，閣議決定の内容は与党協議の場で議論され，諮問庁を含む政府側関係省庁も同協議に出席する中で検討が進められてきたという点についても，諮問庁の上記（１）イの説明のとおりであり，当初処分対象文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の上記（１）の説明が不自然・不合理とはいえず，他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから，外務省において当初処分対象文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求につき，本件対象文書を特定し，一部開示した決定については，外務省において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは，妥当であると判断した。

（第２部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久

別紙

文書46	5月16日青柳君問11
文書47	5月27日藤田君問2
文書48	5月28日中丸君問
文書49	5月29日大野君問5
文書50	5月29日大野君問6
文書51	5月30日岡本君問4
文書52	5月30日笠井君
文書53	5月30日松本君問
文書54	5月30日畠中君問1
文書55	5月30日畠中君問2
文書56	5月30日畠中君問5
文書57	5月30日畠中君問6
文書58	5月30日畠中君問8
文書59	6月2日椎名君問2
文書60	6月2日椎名君問3
文書61	6月3日中西君問9
文書62	6月6日三谷君問2
文書63	6月6日青柳君問1
文書64	6月6日玄葉君問1
文書65	6月19日福山君問5
文書66	参186-131小西君質問主意書
文書67	参186-131小西君質問主意書答弁書
文書68	部会用資料（船舶検査）
文書69	部会用資料（機雷掃海）
文書70	部会用資料（安保理決議678号）
文書71	部会用資料（安保理決議686号）
文書72	部会用資料（安保理決議687号）
文書73	5月23日岡田君提出資料（集团的自衛権行使が通報された例）
文書74	5月26日長妻君提出資料（武力攻撃事態の認定）
文書75	5月30日玉木君提出資料（集团的自衛権とは）
文書76	7月1日閣議案件登録
文書77	7月1日閣議大臣発言
文書78	7月1日閣議決定本文

（注）文書番号及び文書名は，諮問庁が理由説明書に記載した文書番号及び文書名に倣う。